

## 利用料金（グループホーム湯苗田）

### 2-1 基本料金

#### (1) 介護サービス基本料金（法定金額）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 (I) (単位：円/日)

	負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	1割	761	765	801	824	841	859
	2割	1,522	1,530	1,602	1,648	1,682	1,718

注) 1 一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以降の表示金額は特に記載の無い場合は1割負担の場合の金額です。

2 入居した日から30日間は、初期加算として1日当たり30円(2割負担の方は60円)加算されます。

3 入院時費用：入院した際は、(1)に代えて、1日あたり246円(ただし、1か月6日間まで)ご負担いただきます。(2割負担の場合は1日あたり492円)

#### (2) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円/日）

医療連携体制加算 (I)ハ	1割	37	看護師を配置し、24時間の連絡体制を確保していること等によりご負担いただくものです。
	2割	74	
認知症チームケア加算 (I)	1割	150	日常生活自立度ランクⅢ以上の方が過半数以上であり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した職員を配置している場合にご負担いただきます。
	2割	300	
サービス提供体制強化加算 (I)	1割	22	介護福祉士の資格を有する職員を一定の割合以上配置している場合にご負担いただくものです。
	2割	44	
科学的介護推進体制加算	1割	40	心身の基本的な情報を「LIFE」に入力し、フィードバックを受けPDCAサイクルによりケア計画等への反映を行っている場合にご負担していただくものです。
	2割	80	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	18.6%		法律に基づき、(1) 介護サービス基本料金と (2) 加算費用の合計金額の3.1%に相当する金額をご負担していただくものです。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注) 4 要支援2に該当する場合、医療連携体制加算は算定されません。

5 介護保険法で定められた若年性認知症利用者に該当する場合は、1日につき120円(2割負担の方は240円)が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)

6 看取り介護を行った場合、看取り介護の日数に応じて1日につき以下の金額が加算されます(看取り介護加算)。(単位：円/日)

死亡日以前31日以上45日以下	1割	72
	2割	144
死亡日以前4日以上30日以下	1割	144
	2割	288
死亡日の前日及び前々日	1割	680
	2割	1,360
死亡日	1割	1,280
	2割	2,560

7 介護保険法が改正された場合、改正された金額に合わせて上記（1）及び（2）の金額は自動的に変更されます。

## 2-2 介護保険対象外の料金

### (1) 家賃

1か月当たり40,000円。

入院又は外泊にかかわらず1か月当たりの定額です。

入居日及び契約の終了日を含む月については日割り計算いたします。

### (2) 管理費

1か月当たり20,950円。

施設設備の管理、事業所の運営に要する費用として1か月当たりの定額です。

{水道光熱費、温泉使用料、管理メンテナンス費（浄化槽、消防設備、冷暖房設備）、保険料（火災保険、賠償保険、傷害保険、自動車保険）、消耗器具備品費、修繕費、車両費等}

入居日及び契約の終了日を含む月については日割り計算いたします。

### (3) 食材料費

1日当たり1,000円。

### (4) 敷金

入居時に100,000円。

契約終了時に行なう居室のクリーニング、修繕等の費用としてお預かりいたします。

### (5) おむつ代

事業所で指定するおむつ類を使用する場合は、実費相当額（廃棄費用含む）でご購入していただきます。

## 2-3 利用者の希望によるサービスの利用料金

区 分		利用料金	単 位	備 考
寝具使用料		3,150円	1月当たり	布団、シーツ、枕等寝具一式の利用料金です。外部業者に委託しクリーニング等の管理を行なうものです。
日常生活費	日用品費	実費	—	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費等が該当します。

	健康管理費	実費	—	インフルエンザ予防接種費用等
日常生活品の購入代行サービス		520円	1回	ご家族による購入を原則としますが、緊急の場合等は事業所で代行することもできます。近隣に限ります。
特別な食事の提供費		実費	1食	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。
理美容代		実費	—	毎月定期的に理美容師の出張サービスがあります。

#### 2-4 入居者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

- ①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用（例えば、お酒等）  
※たばこにつきましては、敷地内、館内とも禁煙となっております。
- ②個人専用の電気製品の電気代（例：個人でのテレビ使用：520円/月）
- ③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金
- ④事業所が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。（例えば、希望者を募り実施する行事・旅行等）

#### 2-5 利用料金の支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の25日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

##### ○入居者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 山梨中央銀行

※口座振替（引落とし）手数料は入居者負担とさせていただきます。

※口座振替依頼書の契約者名は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

##### ○指定口座への現金振込み

山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195

口座名義 社会福祉法人 壽光会（じゅこうかい）

※振込名義は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください。